

NOSAI

のうさい
ひろしま
鳥島

特集号

2018

農業共済制度
の改正



農業共済制度の改正

～全ての農家に「備え」の種を～

「農業保険法」（改正農業災害補償法）が平成30年4月1日から施行されたことにより、農業共済制度がどのように見直され、また、農業共済制度から収入保険制度へ移行される場合の取り扱いについて、概要をお知らせします。

改正の概要

農作物共済

- 平成31年産から当然加入制が任意加入制に移行
 - ▼収入保険と農業共済が選択加入になることや米政策の変更などを踏まえ、農家が加入を選択できる任意加入制となります。

農作物共済

畑作物共済

- 一筆方式は平成33年産で廃止
 - ▼損害評価の効率化により、農家負担を軽減する観点から、一筆方式は廃止します。
 - ▼平成34年産からは、半相殺方式・全相殺方式等への加入となります。

農作物共済

- 平成31年産から一筆半損特例を導入《新設》
 - ▼これまで一筆方式に加入されていた農家へのサービスを維持できるように、その他の方式（半相殺方式・全相殺方式・災害収入共済方式等）に従来の「一筆全損特例」に加え、新たに「一筆半損特例」を設けました。
 - ▼一筆半損特例は、収穫量が5割以上の減少であると認められた場合について、5割の減収とみなして共済金を支払う仕組みです。

農作物共済

果樹共済

畑作物共済

- 地域インデックス方式を導入《新設》
 - ▼地域の統計データを用いて、収穫量が一定割合を超えて減少した場合に共済金が支払われる仕組みです。
 - ▼農作物共済は平成31年産、果樹・畑作物共済は平成31年1月以降の責任開始分から導入されます。
 - ※農作物共済については、一筆半損特例を選択できます。

果樹共済

- 特定危険方式は平成33年産で廃止
 - ▼農家が将来に発生するリスクを予測することが困難であり、補償の総合化を図るため廃止します。

園芸施設共済

- 短期加入方式は平成30年12月で廃止
 - ▼近年、被覆期間以外でも園芸施設に大きな被害が発生していることから、補償の総合化を図るため、短期加入を廃止します。平成31年1月の共済責任開始分から、未被覆期間も補償の対象とし、1年間での加入となります。

家畜共済

- 死廃共済と病傷共済に分離
 - ▼死廃事故と病傷事故について、平成31年1月加入分から農家が一方もしくは両方を選択して加入することとなります。

日々価値が増加する肥育牛等は事故発生時の資産価値で補償

- ▼平成31年1月加入分から死廃事故における家畜の補償金額を、事故発生時の資産価値で評価します。

共済加入者間で取り引きされた家畜は共済金の請求可能

- ▼原則、家畜の導入後2週間以内に生じた事故は共済金の請求ができませんでしたが、平成31年1月加入分から共済加入者間で取り引きされた家畜は共済金請求の対象となります。

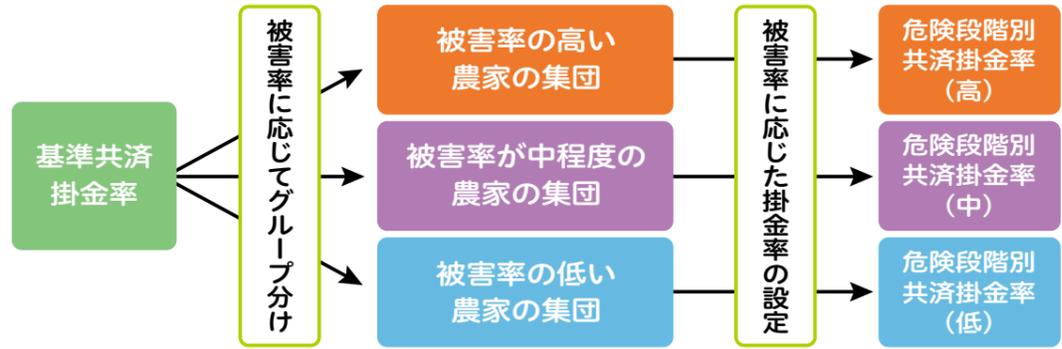
診療費全体の1割が自己負担

- ▼これまで初診料は自己負担、それ以外の診療費は共済金で補償していましたが、平成32年1月加入分から、診療費全体（初診料を含む）の1割が自己負担となります。（現行の自己負担総額と同水準です）

危険段階別の共済掛金率を導入

農家ごとの被害の発生状況に応じて共済掛金率を設定する「危険段階別共済掛金率」を、**全ての共済事業**（建物・農機具共済を除く）で導入することとなりました。

これまで危険段階別共済掛金率を設定していない共済事業では、被害率の高い農家と被害率の低い農家でも同一の掛金率でしたが、「過去の共済金の支払いに応じた農家ごとの被害率」を算定し、被害の実状に見合った共済掛金率を設定します。被害率に応じた共済掛金率を設定することにより、共済金の受け取りが少ない農家は共済掛金率が段階的に下がり、農家負担の公平性を確保することができます。



農作物共済（水稻）の場合

水稻については、地域別に被害の程度に応じた危険段階を設定した共済掛金率を適用していました。平成30年産からは、農家ごとの被害率に応じてグループ分けを行い、被害の実状に見合った共済掛金率を設定します。共済金の支払いが多い農家の共済掛金は上がり、共済金の支払いが少ない農家の共済掛金は下

がり、共済掛金負担の公平性を図ります。平成30年産から適用する農作物共済（水稻）の危険段階別共済掛金率は、被害の程度に応じて危険段階区分を13区分とし、それぞれに共済掛金率を設定します。（左表の通り）

平成30年産の一筆方式7割補償の場合の掛金等の例

10a当たり基準収穫量：512kg
単位当たり共済金額：177円で試算

危険段階区分	危険段階別共済掛金率 %	10a当たり共済掛金等 (賦課金含む) 円
01	2.261	896
02	1.539	668
03	1.250	576
04	0.951	481
05	0.637	382
06	0.440	319
07	0.336	286
08	0.292	273
09	0.278	268
10	0.262	263
11	0.248	259
12	0.234	254
13	0.226	252
新規加入者	0.322	282



危険段階区分および危険段階別の共済掛金率については、各共済事業（農作物・家畜・果樹・畑作物・園芸施設共済）によって異なります。併せて、共済掛金の一部を払い戻す無事戻しは、平成30年度から廃止します。

詳しくは、NOSA | 広島本所・各支所等へお問い合わせください。

収入保険制度

農業共済制度との関係

農作物・果樹等の品目、家畜共済（搾乳牛・繁殖雌牛等）および園芸施設共済（施設内農作物）については、農業共済制度に加入している場合でも、青色申告の実績が1年以上あれば、平成31年1月から始まる収入保険制度へ移行することができます。移行する場合の契約等の基本的な取り扱いは、次のとおりです。

① 農業共済に加入している農家が収入保険に移行する際、収入保険の保険期間と農業共済の収穫期が重複する場合は、収入保険の保険期間開始時（個人の場合は12月末）に農業共済の契約を解除します。

② 農作物共済・果樹共済の共済掛金および賦課金は全額返還し、家畜共済・園芸施設共済（施設内農作物）の共済掛金および賦課金は未経過分を返還します。

③ 農業共済の共済責任期間中に自然災害等により被害を受けた場合は、農業共済の事故発生通知を行っていただければ、

収入保険においても同様の対応をしたものとして取り扱い、補償の対象となります。

加入申請の手続きが始まります

平成30年10月から始まる加入申請には、青色申告の実績が1年（平成29年分）以上あれば手続きができますので、過去の税務申告書類等のご準備をお願いします。

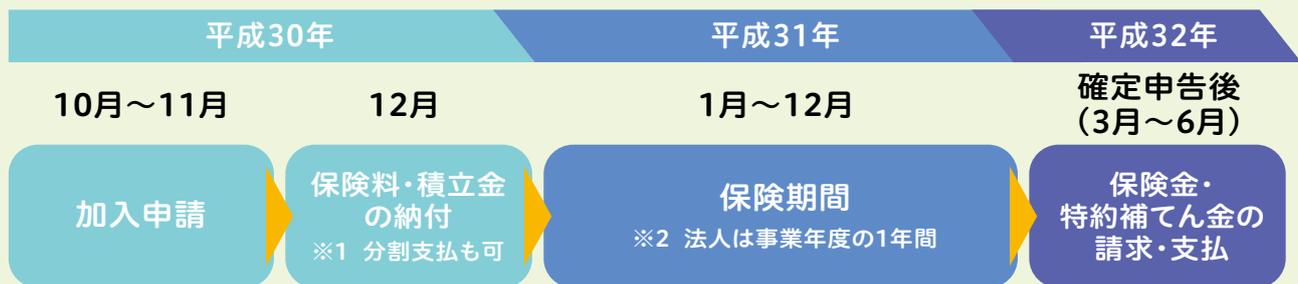
また、収入保険への加入を検討される場合には、収入保険制度と既存の類似制度（農業共済・ナラシ対策・野菜価格安定対策）の保険料等をシミュレーションして比較することができます。NOSAI広島ホームページのトップピククスからファイルをダウンロードし、どの制度が自らの経営に合っているか検討していただけます。ぜひともご利用ください。本所・各支所等へもお気軽にご相談ください。

詳しくは「NOSAI広島」で検索してね



加入・支払等手続きの流れ（個人の場合）

青色申告実績が1年以上ある農業者が、平成31年1月から加入する場合の例



※1 最終の納付期限は、平成31年の8月末となります。

※2 法人については、平成31年1月以降に開始する事業年度により、加入・支払い手続き等の時期は変わります。

NOSAI広島へのお問い合わせ・ご連絡先

● 本所	082-262-4711
● 広島支所	082-261-1112
● 廿日市出張所	0829-32-5121
● 北広島支所	0826-72-3107

● 東広島支所	082-434-4337
● 安芸津出張所	0846-45-5327
● 江田島連絡所	0823-45-2019
● 世羅支所	0847-22-0317
● 福山支所	084-970-1620
● 三次支所	0824-66-3111